



めいわ 明和



祓川の水生生物調査（関連記事 2 ページ）

No.477
8 - 2007

まちの話題

菰川の水生生物調査

小学校の総合学習の一環で



上御系小学校の児童たちは須田橋付近を調査

斎宮・上御系・下御系の各小学校の児童たちが、総合学習の一環として、菰川の水生生物調査を行いました。

この調査は、地元を流れる河川の調査を通じて、子どもたちに自然環境や水質保全に興味を持ってもらおうと、むらおこし・さいくう菰川、菰川環境美化推進協議会など、各

団体の呼びかけで毎年行われているものです。

また、農地の環境保全活動の一環として、各団体が調査場所の事前清掃などの活動を行っています。

水生生物調査は、採取される生物の種類から水質を調べるもので、今年は斎宮小学校が6月25日に、下御系・上御系小学校が28日に、それぞれ



採取した水生生物の種類や数を調査

調査をしました。

上御系小学校では、4年生児童39人が菰川の須田橋付近を調査。1時間ほど川に入って生物を採取した後、隣接する広場で生物の種類や数を調べました。

総合学習の講師として調査

を指導した、京都大学大学院理学研究科動物生態学研究室の北村淳一さんは「水質は少し汚れていますが、最も多様な生物が見られる環境です」と講評していました。

前野の浅間行事

菰川前野橋の河原で浅間おどり

町の無形民俗文化財に指定されている「前野の浅間行事」が6月24日、菰川前野橋付近の河原で行われました。

この日は、朝から雨の天候

でしたが、伝統を絶やすまいと、地区の人たちはかつぱを着て行事を行いました。

行事は「富士講」と染めた法被に鉢巻き姿の人たちが、



浅間おどり

ほら貝を吹きながら「富士参り道中宿歌」を歌い、前野集落センターからご神木のある菰川の河原まで行列。近所の人たちも、傘をさして行列に続きました。

河原に到着した一行は、ご神木にお神酒などを供え、その周りを道中宿歌に合わせて浅間おどりを踊りました。富士山のある東の方角と大峰山のある西の方角に向けて、村内安全と豊作を祈り、竹の幣（へい）をご神木に結び付けて行事が終わりました。

最後は、お供えのおさがりのキュウリやひじきが、雨の中で行事を見守っていた人たちに振る舞われました。

大淀海岸でアカウミガメの産卵

伊勢湾内では今年初めて

大淀海岸の砂浜で、6月26日、アカウミガメの産卵が確認されました。

大淀の山中 貢さんが、砂浜でウミガメの足跡らしきものを見つけ、町役場に連絡。志摩半島野生動物研究会の若林郁夫さん（鳥羽水族館）が、現地で30センチほど砂を掘って、ピンポン玉ほどの白い卵を確認しました。

市などでウミガメの産卵が確認されていますが、明和町を含む伊勢湾内での確認は今年初めて。また、大淀海岸での産卵確認は2年ぶりとなるそうです。

卵は100個ほどあり、気温などが順調であれば、約2カ月でふ化する見込み。たくさんウミガメの赤ちゃんが、元気に生まれるといいですね。



産卵が確認されたウミガメの卵

大淀ふれあいキャンプ場で大淀海岸の浜開き 宝探しまちまきで楽しいひととき



浜開きのテープカット

7月7日、海水浴シーズンの到来を告げる大淀海岸の浜開き（明和町観光協会主催）が、大淀ふれあいキャンプ場で行われました。

式典には、町観光協会や商工会、伊勢湾漁業協同組合、自治会の皆さんをはじめ、今年の斎王まつりで斎王役を務めた安田有希さん（明和町上野）、同まつりで命婦役を務めた鈴木智恵さん（松阪市）

など、約70人が出席。シーズン中の無事故を祈る安全祈願祭の後、テープカットが行われ

スポーツ・大会結果

第3回多気郡スポーツフェスティバル軟式野球大会（7月8日、多気町勢和台スポーツセンター、町関係分）

れました。

この日は、小雨が降るあいにくの空模様でしたが、業平夢太鼓・フラダンスの披露、宝探しまちまきなど、さまざまな催しも行われ、訪れた家族連れや子どもたちは、楽しいひとときを過ごしました。

また、七夕にちなんで、きれいに飾られた笹（ささ）も用意され、子どもたちの願い事が書かれた色とりどりの短冊が、浜開きの会場に彩りを添えていました。



きれいに飾られた七夕の笹（ささ）

明和町

第3回多気郡スポーツフェスティバルソフトボール大会（7月8日、明和中学校第1グラウンド、町関係分）

男子〃 明和町選抜
女子〃 明和町

明和町老人クラブ連合会のミニ運動会

地区対抗競技や風船割りゲームなど



競技に参加する元気いっぱいの皆さん

明和町老人クラブ連合会（森 正宏会長）のミニ運動会が6月22日、総合体育館で開催され、町内5地区の老人クラブから約550人が参加しました。

この運動会は、健康づくりや会員相互の親ばくを図ることを目的に、毎年この時期に開催されているものです。

この日は、大玉転がしやリレー競技など地区対抗で競う

種目と、風船割りゲームなど親ばくを深める種目が行われました。

地区対抗の競技では、場内から選手に大きな声援が送られました。

また、風船割りゲームでは、参加者のユーモラスな動きに会場から大きな笑い声が起こるなど、選手も観衆も運動会を楽しみました。

社会を明るくする運動

各種啓発活動を展開

斎宮・明星駅前で運動啓発など

6月27日、多気郡保護司会（村川 浩会長）の皆さんが町役場を訪れ、第57回社会を明るくする運動への協力について、法務大臣からの書状を町長に手渡ししました。

これは、7月の「社会を明るくする運動強調月間」を前に、町や地域の皆さんの理解と参加を求めたもの。社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行



斎宮駅前の啓発活動



法務大臣の書状を町長に手渡す多気郡保護司会の皆さん

の防止と罪を犯した人たちの更生への理解を深め、地域社会がそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動の強調月間中、7月2日の朝は近鉄斎宮駅・明星駅前、また7日には大淀海岸の浜開き会場で、それぞれ保護司・更生保護女性の会の皆さんなどが、「更生への道のりには、あなたの温かい支えが必要」と書かれたポケットティッシュの配布を行うなど、各種啓発活動を展開しました。

明和音楽祭 FIRE FLY フルート演奏やロックバンドなど9組が出演

町青少年育成町民の会が主催



フルートの演奏を披露する皆さん

6月17日、第3回明和音楽祭「FIRE FLY（ファイヤーフライ）」が、イオン明和ショッピングセンターで開催されました。

この催しは、音楽活動を楽しむ若者たちの、日ごろの練習成果を発表する機会を設けるとともに、出演者や来場者の皆さんに、幅広く交流を深めてもらうおうと、明和町青少年育成町民の会（三宅 会長）が主催。町内の若者たちが中心となって、企画・準備から当日の運営や出演までを手がける、まさに手づくりの音楽コンサートです。

今回の音楽祭は「燃え上ぐれ 蛭舞う空へ」をテーマに、町内外で活動する9組のグループなどが出演。

ステージでは、オカリナアンサンブルやフルート、ロックバンドの演奏など、さまざまなジャンルの音楽が披露され、訪れた人々からは、盛んな拍手と声援が送られていました。

町消防団の夏季集中訓練

小型ポンプの放水訓練など

6月から7月にかけて実施

明和町消防団（藪谷一雄 団長）の夏季集中訓練が、明和消防署で実施されました。この訓練は、台風などの風水害の季節を前に、団員の防災への心構えを新たにすため、6月から7月にかけて町内5分団28部の全団員を対象に、夜間に実施されたもので

す。

6月15日には女性部の訓練が行われ、8人の部員全員が参加しました。訓練に先立ち、町長が日ごろの活動や不審火の警戒活動に対する感謝の言葉を述べるとともに団員らを激励しました。

この日は、明和消防署員の



女性部の訓練の様子

指導で礼式訓練などの基本動作、小型ポンプを使った放水訓練などが行われました。

上村の北川治郎さん

高齢者叙勲で旭日単光章を受章

北川治郎さん（上村）が、高齢者叙勲で「旭日単光章」を受章し、6月18日に町長から勲章が伝達されました。

高齢者叙勲とは、功労者の年齢が88歳に達した機会に勲章が授与されるもので、毎月1日付けで実施されています。

北川さんは昭和41年から昭和53年まで3期12年間、町議会議員を務められ、その功績に対して6月1日付けで勲章が授与されました。

伝達式の後、町長と懇談された北川さんは「まさか勲章をいただけるものとは、思ってもいませんでした。受章に

とても感激しています」と喜びを語っていました。



伝達式の後、町長と懇談する北川さん（写真左）

ご存じですか

老人保健制度

町民課保険年金係（TEL 52-7114）へ

資格について

75歳になると、健康保険の資格はそのまま、老人保健制度による医療を受けることになり、1割または3割の自己負担で受診できるようになります。資格取得は75歳の誕生日の属する月の翌月（1日生まれの人はその月）からになります（ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は、70歳から老人保健制度の受給者になっています）。

なお、平成20年4月から老人保健制度は「後期高齢者医療制度」に移行し、独立した保険制度に加入することになります。

一定の障害認定を受けている人は、申請により65歳から老人医療受給者の資格を得ることができます。

負担割合は

病院にかかる際は、健康

保険被保険者証と老人保健医療受給者証と健康手帳を、病院の窓口に提示してください。老人保健医療受給者証により、病院が負担割合を確認します。負担区分は表1のとおりです。

負担割合は、前年度の世帯全員の住民税課税状況などにより、毎年8月に見直します。

自己負担割合が変更になった人には、新しい割合の受給者証を交付しています。旧受給者証は速やかに町民課保険年金係までご返還いただき、必ず新しい受給者証をお使いください。また、その際、病院へ負担割合が変更になった旨をお伝えください。負担区分の変更を知りながら故意に旧受給者証を使って受診した場合、不正行為として罰せられることがあります。

表1

3割負担	現役並み所得	同一世帯に一定の所得以上（住民税の課税所得が145万円以上の場合）の70歳以上の人または老人保健の医療受給者がいる場合※
1割負担	一般	現役並みの所得者と低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない人
	住民税非課税	低所得Ⅱ 住民税非課税の世帯
		低所得Ⅰ 住民税非課税の世帯で老齢福祉年金受給者、または世帯員すべてが所得金額0円の人、または年金収入が80万円以下の人

※現役並みの所得がある人で同世帯に70歳以上の人（65歳以上で障害認定を受けている人を含む）が1人の場合は年収383万円未満、2人以上の場合は年収の合計が520万円未満である旨を申請すると、1割負担の受給者証と交換することができます。

入院時の食事代

入院時の食事代は、診療費や薬代とは別に表2の金額が自己負担になります。

住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）の人は「入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をして、認定証の交付を受けてください。この認定証を病院に提示することにより食事代が減額されます。なお、認定証は毎年8月1日に更新手続きが必要ですので、引き続き減額

高額医療費の支給について

認定が必要な人は、必ず交付申請をしてください。

1カ月に医療機関に支払った自己負担額が表3（次ページ）の限度額を超えた場合、超えた金額が後日支給されます。申請手続きが必要と思われる人には、診療月の2カ月ほど後に役場から連絡をします（一度申請すると次回からは申請の必要はありません）。

なお、自己負担額は、病院、診療所、歯科などの区別なく合算しますが、入院時の食事代、そのほかの私費などについては合算対象に含まれません。

後日医療費が支給される場合

●やむを得ない理由で、保険証、健康手帳、医療受給者証を持たずに病院にかかったり、保険証を扱っていない病院で治療を

表 3

区 分	患 者 負 担 限 度 額	
	外来 (個人ごとに計算)	世帯単位で入院と外来が複数あった場合は合算
一定以上 所得者	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) × 1%、※(44,400円) ※過去1年間に4回以上高額医療費(療養費)の支給があった 場合は、4回目以降は44,400円。
一 般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

を受けた場合(海外渡航中の治療など)にのみ、支給できます。
申請が必要です。詳しい医療内容明細書、領収書、印鑑、郵便局以外の通帳を持参し窓口に来てください。
●コルセット・ギブスなどの補装具代、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けた場合、支給さ

れます。
申請が必要です。医師の診断書または施術内容明細書および医師の同意書、領収書、印鑑、郵便局以外の通帳を持参し窓口に来てください。

特定疾病と認められた場合

●高額な治療を長期間継続して行う必要がある血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全は、厚生労働大臣が指定する特定疾病に該当します。これらの病気に該当する人は、役場に申請して「老人保健特定疾病療養受療証」の交付を受け、受療証を病院に提示すれば、毎月の自己負担額が1万円までとなります。

老人保健受給者の皆さんへ

加入保険に変更があった場合は必ず届出をしてください。

過去5年間の老人保険医療費の推移

(円)

年度	医療費 (自己負担額を除く)	年度末現在の 受給者数	1人あたりの 月平均医療費
14	1,675,641,523	3,328	41,958
15	1,727,377,564	3,198	45,012
16	1,780,913,069	3,080	48,185
17	1,811,159,451	2,922	51,653
18	1,653,588,636	2,808	49,074

適切な受診と健康づくりを

保険証の変更がある場合は、速やかに町民課保険年金係までお届けいただくとともに、病院へその旨お伝えください。

過去5年間の老人保健に係る医療費を見ると、法改正による一時的な減少があるものの、医療費は増加傾向にあります。健康を支えあい、安心して医療を受けられるように、老人保健制

2011年7月24日 地上アナログテレビ 放送終了のお知らせ

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了します。

地上デジタルテレビ放送の視聴方法など、受信に関する相談・問い合わせは、下記までお願いします。

- 受信相談 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(TEL0570-07-0101、またはTEL03-4334-1111)
- 視聴エリア (社)デジタル放送推進協会 ホームページ=<http://www.dpa.or.jp/>

適切な運動をしましょう。(ウオーキングは、全身を使い、心肺機能を高め脂肪を燃焼させるのでおすすめです)
趣味や余暇活動などでゆったりと休養し、規則正しく十分な睡眠を取りま

詳しくは、町民課保険年金係(TEL52-7114・ファクス52-7137)へ。

★健康づくりのポイント★
食塩、脂肪分は控えめに、バランスの取れた食事を三食規則正しく取りましよう。
★病院のかかり方★
何でも相談できる、かかりつけのお医者さんを持ちましよう。
薬などをむやみに要求せず、適切な診断を受け、処方してもらいましよう。
緊急時を退いて、休日、深夜、時間外の受診は避けましよう。

度を理解し、同じ病気でいくつもの病院にかかるのは控え、日ごろから健康づくりに努めましよう。

しょう。
定期的に健康診断を受けましよう。

福祉制度のご案内

福祉医療費助成・児童扶養手当などについて

福祉課福祉係（TEL52-7 1 1 5）

福祉医療費
助成制度

町では、保健の向上および福祉の増進を図るため、町内在住の心身障害者、一人親家庭等、乳幼児を対象に医療費の助成を行っています。

助成対象者は次のとおりです。

《心身障害者医療費助成》

■対象者 身体障害者手帳1級から4級までの人、および療育手帳B1以上またはIQ50以下の人。

《一人親家庭等医療費助成》

■対象者 18歳年度末までの児童を扶養している母子家庭および父子家庭の親、および児童。父母のいない18歳年度末までの児童、および養育者。

《乳幼児医療費助成》

■対象者 0歳から6歳（小学校就学前）までの児童。ただし、4歳誕生日

翌月以降は入院医療費のみ助成となり、受給資格証の発行はありませんので、次のものをお持ちのうえ、福祉課で手続きをしてください。

入院医療費領収書
健康保険証
預金通帳
認印
所得証明書（平成19年1月2日以降に明和町に転入された人は、前住所地で所得証明書を取得して提出してください）

福祉医療費助成制度では、前年の所得が下表の額を超える場合は、助成を受けることができませんのでご了承ください。

児童扶養手当制度

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●所得制限限度額

扶養親族などの人数（税法上）	乳幼児医療費	心身障害者医療費		一人親家庭等医療費	
	保護者所得額	本人所得額	配偶者および扶養義務者所得額	本人所得額	扶養義務者所得額
0人	532万円	360.4万円	628.7万円	192万円	236万円
1人	570万円	398.4万円	653.6万円	230万円	274万円
2人	608万円	436.4万円	674.9万円	268万円	312万円
3人	646万円	474.4万円	696.2万円	306万円	350万円
4人	684万円	512.4万円	717.5万円	344万円	388万円
5人	722万円	550.4万円	738.8万円	382万円	426万円
	●老人扶養者1人につき6万円加算	●老人扶養者1人につき10万円加算 ●特定扶養者1人につき25万円加算	●老人扶養者1人につき6万円加算	●老人扶養者1人につき10万円加算 ●特定扶養者1人につき25万円加算	●老人扶養者1人につき6万円加算

●児童扶養手当を受給できる人

次の条件に該当する児童を扶養している母や、その母に代わってその児童を養育している人です。

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童
父が重度の障害の状態にある児童
父の生死が明らかでない児童
父から1年以上遺棄されている児童
父が1年以上拘禁されている児童
母の婚姻によらないで生まれた児童
父母ともに不明である児童

●児童扶養手当を受給できない場合

父または母の死亡を理由とする公的年金を受給している場合
労働基準法などの規定による遺族補償を受けている場合
児童入所施設または里親に委託している場合

●手当の額

手当の全額を受給できる場合、月額4万1720円が支給されます。

手当の一部を受給できる場合は、前年の所得額に応じて計算され、月額4万1710円から9850円の

年金記録問題の解決に向けて 町の取り組み

明和町では、社会保険庁の年金記録問題を受け、町民の皆さんの不安を少しでも解消できるよう、町として対応できる支援策として、次の各項目に取り組んでいます。

年金制度一般に関する相談

社会保険事務所への取り次ぎ

社会保険事務所への年金加入記録の確認

町では、社会保険庁の年金記録問題が発覚する以前から、町民の皆さんの最も身近な年金相談窓口として、所轄の社会保険事務所と連携を取り、各種相談に応じています。

具体的には、年金手帳が2通以上あるなど、基礎年金番号に統合されていない相談者に対しては、松阪社会保険事務所と連絡を取り「年金手帳記号番号登録処理票」を作成し、同事務所に送達しています。

国民年金の相談の場合、町で保有している年金記録の内容などと、社会保険事務所で把握している内容との照合を行っています。

また、相談者が厚生年金の被保険者の場合は、相談者の希望に基づき、松阪社会保険事務所に連絡を取り、必要な手続きなどについて確認し、同事務所へ出向いていただくよう案内しています。

新たな取り組み 町で保有する資格・検認情報の無料交付

町では、今後の新たな取り組みとして、被保険者のさらなる不安解消のために、被保険者本人からの申し出に基づき、町で保有する国民年金被保険者資格情報と検認情報について、無料交付することとしました。

詳しくは、町民課保険年金係（TEL52-7114）へお問い合わせください。

範囲で決定されます。

児童が2人の場合は前記金額に5000円の加算、3人目以降は児童が1人増えるごとに3000円ずつ加算されます。

特別児童扶養手当制度

身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育されている人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●特別児童扶養手当を受給できる人

身体や精神に障害（おおむね、身体障害者手帳3級以上・療育手帳B 中度以上）のある児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人です。

また、身体障害者手帳をお持ちでない場合でも、医師の診断書で同程度の障害があると認定された場合は、手当が支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できない場合

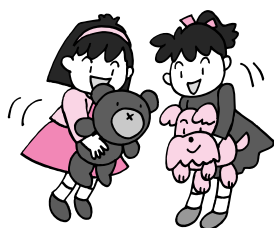
障害を理由とする公的年金を受給している場合
児童入所施設などに入所している場合

●手当の額

障害の程度に応じて1級と2級に規定されており、手当月額額は、1級5万0750円、2級3万3800円が支給されます。

これらの扶養手当は福祉課で手続きをし、三重県知事の認定を受けると、申請した日の翌月分から手当が支給されます（ただし所得制限により支給されない場合があります）。

詳しくは、福祉課福祉係（TEL52-7115）へ。



平成19年第2回町議会定例会

一般会計の補正など19案件を可決

平成19年第2回明和町議会定例会が、6月19日から22日の会期で開かれました。
定例会では、平成19年度明和町一般会計・特別会計・水道事業会計の補正予算などを審議し、19案件（同意1件、承認2件、報告7件、議案9件）が、原案どおり可決されました。

一般会計

6103万円3千円を補正

平成19年度明和町一般会計は、6103万円3千円を追加し、総額61億9103万円となりまし。

補正の内容について、主な内容は次のとおりです。

■議会費 賃金など、78万円を増額

■総務費 交通安全対策特別対策工事など、259万2千円を増額

■民生費 障害者自立支援システム電算委託料、介護保険特別会計繰出金、児童手当など、354万8千円を増額

■衛生費 リサイクルステーション設置工事、上水道事

業補助など、245万5千円を増額

■農林水産業費 資源保全地域協議会交付金、新下御系漁港基盤整備工事など、477万9千円を増額

■土木費 木造住宅耐震診断調査業務委託料、木造住宅耐震補強工事補助、農業集落排水事業特別会計繰出金など、1313万円を増額

■教育費 学力アドバンス事業、シロアリ駆除委託料など、181万円を増額

これらの財源は、国庫支出金1996万9千円、県支出金673万5千円、寄付金100万円、繰越金3332万

9千円を見込んでいます。

特別・会計の水道事業

補正

平成19年度明和町各特別会計・水道事業会計の補正の内容は、次のとおりです。

■明和町国民健康保険特別会計 国保ヘルスアップ事業委託料、特定健康診査等実施計画策定業務委託料など、590万円を増額

■明和町農業集落排水事業特別会計 事業計画設計業務等委託料など、733万7千円を増額

■明和町介護保険特別会計 賃金など、121万9千円を増額

■明和町水道事業会計 減価

守ろう！確かめよう！この最低賃金

三重県最低賃金は

時間額675円です

（平成18年10月1日発効）

三重県最低賃金は、最低賃金法に基づき、三重労働局長が三重地方最低賃金審議会の答申を受けて決定したものです。

この最低賃金は、年齢、雇用形態（パート・アルバイトなど）を問わず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、産業別最低賃金が定められています。

詳しくは、三重労働局賃金室（TEL059-226-2108）または最寄りの労働基準監督署へ。

償却費など、91万6千円を増額

そのほかの主な案件

固定資産評価員の

選任など

■明和町固定資産評価員の中 山正美さん（山大淀）の辞任に伴い、その後任として、明石典男さん（多気町土羽

明和町副町長）を選任することについて、議会の同意を得ました。

■多気東部土地開発公社定款

の一部を改正する定款について、議案を可決しました。

■明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案を可決しました。

■平成19年度地特―1地方特定道路整備事業明和と中央線交差点改良工事請負契約について、議案を可決しました。

■平成19年度住―1公営住宅整備事業上御系団地建替工事（第 期）請負契約について、議案を可決しました。

松阪地区広域消防組合の

職員を募集

松阪地区広域消防組合では、平成20年4月1日採用予定の同組合職員を、次のとおり募集します。

■募集職種 消防職

■受験資格 昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、次の要件を満たす人

日本国籍があり、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人 学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を、平成20年3月までに卒業（修了）または卒業（修了）見込みの人、および文部科学省の実施す

る高等学校卒業程度認定試験（旧名称「大学入学資格検定試験」）に合格した人

■採用予定人員 10人程度

■応募方法 受付期間中に、次のものを松阪市川井町の消防本部3階総務課へ直接持参または郵送（配達記録郵便に限る）

職員採用試験申込書（消防本部指定のもの） 受験票（消防本部指定のもの） 返信用封筒2通（80円切手を貼付、返信先住所・氏名を記入のこと）

職員採用試験申込書・受験票は、消防本部のホームページ（<http://www.mie-natsusaka119.jp>）からダウンロードできます。また、8月1日水から消防本部総務課、管内消防署・分署でも配布します（消防本部総務課については土曜・日曜日除く）。

■受付期間 8月6日（月）8月22日（水）午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日は除く。郵送の場合は8月22日水までに必着）

■試験日程 第1次試験 9月16日（日）午前8時15分から 三重中京大学、第2次試験 第1次試験合格者に対して、日時・場所などを通知（成績証明書、卒業（修了）証明書または卒業（修了）見込み証明書などを提出）

■試験科目 第1次試験 教養試験、消防適性試験、第2次試験 面接、論文、身体・体力の測定

■採用予定者の決定 第2次試験終了後、決定

詳しくは、松阪地区広域消防組合消防本部総務課（〒515-0818 松阪市川井町1001番地1、TEL0598-251411）へ。

シリーズ『自分の身は自分で守る』

備えあれば憂いなし！

家具の地震対策

皆さん、地震に対する備えはできていますか？「建物の耐震化」はもちろん大切ですが、実際のところ、簡単にできるものではありません。

だからといって「何もしない」のではなく、できることから取り組むことが重要です。

比較的簡単にできて、その反面とても重要なものに「家具の転倒防止対策（家具の固定）」があります。

平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊はもちろんのこと、家具の転倒やブロック塀の倒壊による被害が多数発生し、地震対策の大きな教訓となっています。

各ご家庭でも、次のとおり家具の地震対策を行い、地震に備えてください。

■家具転倒防止の対策（家具を置く際の注意点）

家具を壁面などに固定し、転倒を防止する。

冷蔵庫やテレビなどの家電製品や、ピアノなども固定を。

家具は、後ろもたれ気味に置く。

軟らかい床には、高さの高い家具を置かない。

重いものは、家具の下部に収納する。

家具の上には、重いものを置かない。

ガラスには、飛散防止フィルムが有効。

家具の配置にも工夫を。例えば「たんす部屋」をつくら

て、寝る部屋には家具を置かないようにすることも有

効。

■そのほかの対策のご提案

ブロック塀 鉄骨などで補強する。高さを低くする。撤去し、生け垣に変えるなど。

ベランダの植木鉢・エアコンの室外機、看板など 落下しないように確実な固定を。



町民バスに乗ってませんか！

今月のひとまちふれあい企画

【まなびすて～しょん講演会】

●読（よ）あそび&講演会

昨年度に引き続き、ブックドクター朗天狗（ほがらかてんぐ）の楽しく、心あたたまる読（よ）あそび（読み聞かせ）と講演会です。

■とき 8月18日（土） 午前9時30分～11時10分

午前9時30分～10時 読あそび（読み聞かせ）

午前10時10分～11時10分 講演会

■ところ 町中央公民館2階和室および小会議室

■講師 朗天狗 しんさん

■対象 幼児～小学校低学年の親子。大人だけの参加も可

■定員 50人（先着順）

■参加費 無料（整理券不要）

詳しくは、学校教育課（TEL52-7123）へ。



昨年度の文化祭。読み聞かせの様子

【楽しい手作り教室】

●男の料理

残暑を乗り切って元気の出る、お酒のつまみに合う簡単家庭料理を作ります。

■とき 9月8日（土） 午前9時30分～正午

■ところ 町人権センター

■講師 村林新吾さん（県立相可高校食物調理科教諭）と同校調理クラブのみなさん

■参加費 1,000円

■定員 15人（先着順）

■参加資格 町内に在住の20歳以上の男性

●こだわり家庭料理

おいしい“だし”をとって、からだにやさしいおかずを作ります。2～3人前持ち帰っていただけますので、そのまま夕飯としてお楽しみください。

■とき 9月8日（土） 午後1時30分～4時

■ところ 町人権センター

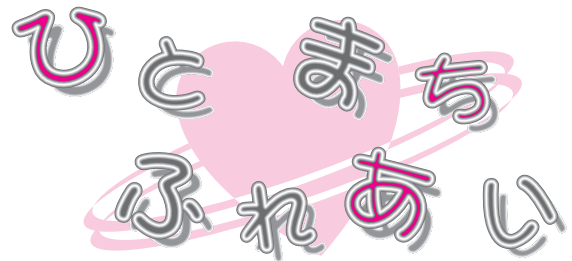
■講師 村林新吾さん（県立相可高校食物調理科教諭）と同校調理クラブのみなさん

■定員 16人（先着順）

■参加費 1,500円

■参加資格 町内に在住の20歳以上の人

各教室とも、参加申し込みは8月20日（月）～24日（金）の午前9時～午後5時に、町人権センター（TEL55-3052）へ。詳しくは、同センターへお問い合わせください。



人権課 TEL52-7116・FAX52-7133
町人権センター TEL・FAX55-3052

学校教育課 TEL52-7123・FAX52-7133
生涯学習課 TEL52-7124・FAX52-7133

第2回京都人権歴史 紀行の参加者を募集

京都の人権ゆかりの場所
旧跡を案内したガイドブック
「京都人権歴史紀行」から、
今年は洛東を訪ねます。
名跡の裏に隠れたもう一つの
歴史が浮かびあがります。
また、「うちわ」へのすり
型友禅染めの体験もあります。
す。

■とき 8月23日（木） 午前
7時20分～午後8時

30分帰着予定

■行き先 銀閣寺、岡崎公園、京都伝統産業ふれあい館ほか

■対象者 20歳以上の町民

■参加費 3,000円（昼食は京都大学学生食堂で自費）

■定員 40人（先着順）

■申込方法 8月6日（月）

10日（金）午前9時～午後5時

に人権センターへ
詳しくは、人権センター
（TEL55-3052）へ。

インターネットと人権

インターネットは非常に便利で、わたしたちの生活に欠かせなくなっています。



その反面、インターネットの持つ匿名性を悪用して、個人のプライバシーに関することを無断で掲載し、名誉や心を傷つけるなどの問題も発生しています。このようなことは決して許されない行為であり、人権の侵害につながります。

インターネットには常に不特定の人が存在していることを意識し、思いやりの心を持って利用しましょう。

詳しくは、人権課（TEL52-7116）へ。

敬老福祉大会のお知らせ

参加申し込みの方法が変わります

町と老人クラブ連合会では、敬老の日を祝って「平成19年度敬老福祉大会」を、9月17日（祝）に開催します。9月1日現在で70歳以上の人には8月中旬に案内状を送付しますので、参加される人は8月28日（火）までに申し込んでください。

なお、今年から参加申し込みの方法が変わります。出席の人だけ、参加申込書を同封の封筒に入れて返送してください。切手は不要です。また、69歳までの人で老人クラブに加入している人は、今までどおり老人クラブで取りまとめていただきます。

詳しくは、福祉課高齢者福祉係（TEL52-7127）へ。

三河川の水質

河川名	項 目			
	PH	BOD	SS	DO
被 川(下御糸橋)	7.1	0.8	6.0	6.8
笹笛川(八木戸橋)	7.8	1.3	9.0	6.3
大堀川(大堀川橋)	7.0	1.0	9.0	8.5
参考：B類型(笹笛川)の環境基準値	6.5以上 8.5以下	3.0以下	25.0以下	5.0以上

PH(水素イオン濃度) = 水の酸性、アルカリ性の程度を示し、7前後が標準河川水、BOD(生物化学的酸素要求量) = 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標、SS(浮遊物質) = 水中に浮遊している微細な固型物の量、DO(溶存酸素) = 水中に溶解している酸素量で、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる)

採水日(6月6日)

終戦当時の引揚者の皆さん
お預かりした
通貨・証券などの返還
財務省名古屋税関
名古屋税関では、終戦後に外地から引き揚げてきた皆さんが、税関などに預けられた通貨や証券などをお返ししてありますが、今なお引取手がない、保管されたままになっているものが多数あります。

返還請求・お問い合わせは、ご本人はもとよりご家族の方でも構いません。お心当たりの人は、気軽に問い合わせください。
税関で返還している通貨・証券などは次のものです。
●上陸地の税関・海運局に預けた通貨・証券など(上陸地取扱保管物件)
●帰国前に在外公館や日本人自治会などに預けた通貨・証券類のうち、その後日本に返還されたもの(外地取扱保管物件)

通貨「旧日本銀行券、旧日本軍票など、証券など」支那事変引国庫債券、大東亜戦争引国庫債券など
■問い合わせ先
●財務省名古屋税関 監視部 許可通関部門 (TEL 052-654-4060)
●財務省名古屋税関 四日市税関支署総務課 (TEL 059-353-6421)
●財務省名古屋税関 四日市税関支署津出張所 (TEL 059-234-4161)

各種検診など

お問い合わせ・詳しくは、保健福祉センター (TEL52-7127) へ

MC (明和チャイルド) くらぶ

- とき・対象児 8月23日(木) = 平成17年1月生まれ、9月20日(木) = 平成17年2月生まれ
- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午前9時30分までに
- 持ち物 母子健康手帳・発達調査票

1歳6カ月児の健康診査

- とき・対象児 8月10日(金) = 平成18年1月生まれ、9月7日(金) = 平成18年2月生まれ
- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午後1時10分～1時30分
- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票

3歳児の健康診査

- とき・対象児 8月24日(金) = 平成16年1月生まれ、9月14日(金) = 平成16年2月生まれ
- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午後1時10分～1時

30分

- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票

育児相談

- とき・対象者 8月31日(金) = 乳幼児で月齢は不問
- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午前9時30分～10時30分、午後1時30分～2時30分
- 持ち物 母子健康手帳
- 申し込み 相談する人の名前(子どもの場合は生年月日)・電話番号を、前日までに保健福祉センターへ



町民バスに乗ってみませんか！

の2日間

- ところ 三重中京大学7号館（松阪市久保町1846番地）
- 受講資格 防火対象物で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる、管理・監督的な地位にある人
- 受講料 資料代4,000円（松阪地区防火協会会員事業者は3,000円）
- 定員 200人（定員になり次第締め切り）
- 申し込み 消防本部、管内消防署に備え付けの受講申請書に必要事項を記入し、写真（縦4センチ×横3センチ、申請書提出前6カ月以内に撮影したもの）を添付のうえ、受講料とともに松阪地区広域消防組合消防本部予防課（松阪市川井町1001番地1）に提出。なお、受講申請書は同組合ホームページ（<http://www.mie-matsusaka119.jp>）からもダウンロードできます
- 受付期間 8月6日（月）から8月24日（金）までの間（土曜・日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
- そのほか 2日間の全科目を修了した人には、修了証が交付されます
詳しくは、同組合消防本部予防課（TEL0598-25-1412）へ。



ご利用ください
食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること、および食品の品質表

示のいっそうの適正化を図る観点から、広く皆さんから食品の表示について、情報の提供や問い合わせを受けるためのホットラインを設置しています。

皆さん、お気軽にご利用ください。

- 問い合わせ 東海農政局三重農政事務所 表示・規格課（TEL059-228-3153）、三重県農水産物安全室（TEL059-224-2497）



なっとく！法務局 市民講座受講者募集

津地方法務局松阪支局では、法務局の事務内容について、広く町民の皆さんに理解していただけるよう、今年も市民講座を開催いたします。

- とき・内容 第1回＝9月20日（木）認知症になる前に～成年後見制度をご存じですか？～、第2回＝10月16日（火）相続人はだ～れ？～遺産分割による相続登記～、第3回＝11月20日（火）親や夫が亡くなったら登記はどうするの？
受講時間は、いずれの回も午後1時30分～3時30分
- ところ 津地方法務局松阪支局（松阪合同庁舎内）1階共用会議室
- 定員 30人（応募者多数の場合は先着順）
- 申込方法 はがき、ファクスまたは電話で、住所・氏名・電話番号・受講を希望する回（「第1回希望」または「第1回・第2回・第3回希望」など）を明記し、津地方法務局松阪

支局総務課（〒515-8510 松阪市高町493番地6、TEL0598-53-1501、ファクス0598-53-1502）または同支局総務課受付窓口へ

- 申込期限 9月5日（水）（必着）
詳しくは、同支局総務課（TEL0598-53-1501）へ。



ご存じですか 中退共制度

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業で働く従業員のための、外部積み立て型の国の退職金制度です。

適格年金制度は、平成24年3月31日までに、ほかの年金制度などに移行するなどの対応が必要です。中退共制度へ移行する際は、適格年金資産の全額を移換することができます。

【事業主のメリット】

- 退職金の管理が簡単
- 移行時に積み立て不足の解消は不要
- 移行時と加入後の事務手数料は不要
- 掛け金は全額非課税
- 加入後に掛け金（18,000円以下）を増額した場合、増額分の3分の1を1年間助成

【従業員のメリット】

- 退職一時金の制度なので、60歳以下でも退職金を受け取れる
- 退職所得として、税法上の優遇
- 転職した場合、前の企業での掛け金納付実績を通算
詳しくは、中退共名古屋退職金相談コーナー（TEL052-681-8951）へ。

■町内の交通事故発生状況（平成19年7月15日現在）

	6月16日 ～7月15日	今年1月 からの累計	昨年同時期 との比較
交通事故総件数	56件	404件	+42件
人身事故件数	8件	91件	+4件
軽症者数	9人	127人	+28人
重傷者数	1人	10人	±0人
死者数	0人	1人	-4人
物損事故件数	48件	313件	+38件

～ 自転車も ハンドル握れば ドライバー ～

■町内の刑法犯認知件数（平成19年6月1日～30日）

手 口	件数（先月比）	手 口	件数（先月比）
空き巣狙い	0（-1）	強制わいせつ	0（±0）
忍び込み	0（-1）	路上強盗	0（±0）
ひったくり	0（±0）	その他	11（-14）
車上狙い	1（+1）	合 計	12（-15）

※「自販機荒らし」に要注意！

お知らせ コーナー

1日フリー体験 夏休みの作品づくりを

いつきのみや歴史体験館では「1日フリー体験～夏休みの作品づくりをしましょう～」を、次のとおり行います。予約なしで参加できる体験です。

- 絵巻物づくり～夏休みの思い出を描きましょう～ とき＝8月11日（土）参加費＝700円
- 王朝人の人形づくり～陶器ででき官人官女の人形を彩色しましょう～ とき＝8月11日（土）参加費＝800円
- コースターづくり～機織り体験をしましょう～ とき＝8月12日（日）参加費＝300円
- 合貝（あわせがい）づくり～蛤（はまぐり）の内側に絵を描いて、お姫様の遊び道具をつくりましょう～ とき＝8月18日（土）参加費＝400円

各体験の時間は、午前10時～正午、午後1時～4時30分です。また、参加希望者多数のときは、参加できない場合もあります。そのほか、詳しくは、いつきのみや歴史体験館（TEL52-3890）へ。

9月2日に健康ウォーク 大淀の歴史探訪

- とき 9月2日（日）受け付け＝午前7時30分、出発＝午前8時
- 集合場所 業平公園
- コース 約7*。業平公園から斎王禊（みそぎ）の場、大淀城跡を

巡り総合グラウンドまで往復する コース

詳しくは、町民課（TEL52-7114）

へ。

ふるさと会館で 「原爆と人間展」を開催

忘れてはならない原子爆弾がもたらした戦争の悲劇。戦争が残した原爆の悲惨なつめ跡を、写真パネルで展示します。

- とき 8月4日（土）～16日（木）
- ところ ふるさと会館2階展示コーナー

詳しくは、総務課（TEL52-7111）へ。ふるさと会館の開館時間・休館日などについては、同館（TEL52-7131）へ。

いつき会館で 食改協の料理教室

- とき 9月7日（金）午前9時～正午
- ところ いつき会館（斎宮地区コミュニティセンター）
- テーマ 夏バテを解消しよう
- 費用 500円程度（材料費）
- 持ち物 エプロン・三角巾など
- 申し込み 8月31日（金）までに、食生活改善推進連絡協議会の永島せい子さん（TEL52-5220）または須賀慶子さん（TEL52-0187）へ。

納税は忘れず！ 今月は下記のとおりです

- 町県民税・2期
- 固定資産税・×
- 軽自動車税・×
- 国民健康保険税・5期
- 介護保険料・5期

伊勢シンフォニックバ ンドの定期演奏会

- 後援 伊勢市・明和町・玉城町各教育委員会ほか
 - とき 9月2日（日）午後1時開場、1時30分開演、4時終了予定
 - ところ 伊勢市観光文化会館 大ホール
 - 公演内容 第1部＝クラシックステージ、第2部＝伊勢高等学校吹奏楽部との合同ステージ、第3部＝ポップスステージ
 - チケット 大人＝前売り600円・当日800円、学生＝前売り500円・当日700円
 - チケット取扱所 相可屋楽器店（駅前店・ピアノプラザ）、村井楽器、（有）村林楽器、Mサウンドオオニシ、ジャスコ伊勢店、イオン明和ショッピングセンター、伊勢市観光文化会館
- 詳しくは、伊勢シンフォニックバンド事務局 村林さん（TEL090-8738-2214）へ。

甲種防火管理講習の 受講者を募集

多数の人が出入りし、勤務または居住する建物（甲種防火対象物）には、消防法の規定により、資格を有する防火管理者による防火管理業務を行う必要があります。

松阪地区広域消防組合では、この資格を取得するための講習会を、次のとおり開催します。

- とき 9月13日（木）14日（金）

紹介します

国営宮川用水第二期事業 斎宮調整池



明和町の皆さん、東海農政局国営宮川用水第二期農業水利事業所です。

写真は、普段は工事で目に触れることのない現在の斎宮池です。江戸時代から明和町の農地を潤してきた歴史のあるため池ですが、本事業により、有効貯水容量200万m³の大きな調整池になります。

宮川用水は昭和41年以来、農地に用水を供給してきましたが、約40年を経て、施設の老朽化や営農形態の変化に伴い、安定した用水の確保が困難になってきました。そこで、平成7年度から本事業に着手し、幹線用水路のパイプライン化などを進め、平成18年3月からは斎宮調整池の工事にかけりました。

本調整池は、農地に用水を供給するために、宮川の水が豊富なときに導水して水を貯めておき、渇水時に大きな役割を担うこととなります。

平成21年の斎宮調整池完成を目指して、安全第一で工事を進めていきます。皆さんのご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

■最大震度別地震回数（平成19年6月11日～7月10日）

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
全国	81	23	8	5	0	0	0	0	0	117
明和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

役場に設置の計測震度計による。

人のうごき

	7月の人口	6月中の異動
総人口	23,315人	出生 16人
男	11,262人	死亡 19人
女	12,053人	転入 78人
総世帯	7,620世帯	転出 26人

【明和町ホームページ】

<http://www.town.meiwa.mie.jp>

今月のお話会・ふるさと会館

ふるさと会館では、子どもを対象とした読み聞かせを、おはなし小槌の皆さんが次のとおり行います。

■とき・内容 8月26日(日) 午後2時～ 絵本「そらとぶねこざかな」、紙芝居「てんとうむしのテム」

■ところ ふるさと会館2階ロビー

【8月の休館日】

6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)

■夕涼みお話し会 8月3日(金)午後7時～

■ロバート・サブダ「しかけ絵本展」 8月31日(金) まで開催中

詳しくは、ふるさと会館(TEL52-7131)へ。

今月の心配ごと相談・保健福祉センター

6日(月)行政・心配ごと相談(午前9時30分～正午)

20日(月)心配ごと相談(午後1時30分～4時)

いつきのみや歴史体験館からのお知らせ

●索餅(さくへい)づくり

～古代の食を体験～

古代人が健康を願って七夕に食べた索餅(さくへい)は、そうめんの原形ともいわれています。

■とき 8月26日(日) 午後1時～3時

■参加費 500円

■定員 30人

■申し込み いつきのみや歴史体験館で直接、または電話(52-3890)・ファクス(52-7089)で申し込み

詳しくは、いつきのみや歴史体験館(TEL52-3890)へ。

いつきのみや歴史体験館で8月に行う「1日フリー体験」のご案内について、本紙15ページの記事をご覧ください。

一人で悩んでいませんか？

●「しつけ？それとも虐待？」

【相談窓口】

明和町保健福祉センターTEL52-7127

中勢児童相談所TEL059-231-5666

お気軽に、まずはお電話してください。